

第55号議案

津島水道企業団の財産処分に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、津島水道企業団の解散に伴う財産処分を別紙のとおり定めることについて、構成団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和6年6月7日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

津島水道企業団の解散に伴う財産の処分について、宇和島市と協議するため。

(協議)

津島水道企業団が解散することに伴い、同企業団が保有する財産について、令和7年4月1日から事業を継承する宇和島市へ帰属させることを、構成団体(宇和島市・愛南町)で協議することについて、それぞれの議会に付して議決を得るものとする。

協議内容

津島水道企業団の財産は全て、令和7年4月1日をもって事業を継承する宇和島市に帰属させる。

処分する財産の表示	【土地】宇和島市津島町山財 1574 番地ほか 2 件 22,371.10 m ² 【構築物】長野浄水場ほか 11 件 【機械及び装置】長野浄水場電気計装ほか 15 件 【車両運搬具】軽四輪トラック 550 ccほか 1 件 【水利権】山財ダム使用権 【建設仮勘定】岩松地区 1 号幹線導水路ほか
-----------	--

【参考】

地方自治法

(財産処分)

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。